漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則(令和2年青森県規則第59号。以下「規則」という。)第4条第1項第8号に掲げる固定式刺し網漁業につき、規則第11条第1項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和7年10月20日

青森県知事 宮下 宗一郎

## 1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の	船舶の	推進機関の	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の	備考
	認可をすべき	総トン数	馬力数				認可を申請すべき期間	
	船舶等の数							
なまこ固定式刺し	2隻	5トン未満	定めなし	西共第 41 号共同漁業権漁場の区域	10月1日から	西共第 41 号共同漁業権の	令和7年10月20日から	1 許可の有効期間は、許可の日から令和10年4月30日
網漁業					翌年4月30日ま	組合員行使権者	令和7年11月4日まで	までとする。
					で			2 規則第14条第1項第4号の対象とする。
								3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。
								(1) 小型定置漁業及び底建網漁業の操業中は、その前面
								及び後面それぞれ 300 メートル以内、沖合 100 メートル
								以内の海域で操業しないこと
								(2)使用する網の目合は、105ミリメートル(3寸5分)
								以上とすること
								(3) 漁具の両端に標識を設置すること
								(4) 使用する網は、一枚網とすること
								(5)次に掲げる水産動物が採補された時は、できる限り
								損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない
								ア さけ・ます類
								イ 海産ほ乳類